

京都市消防局訓令乙第10号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

京都市消防局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(京都市消防局事務分掌規程の一部改正)

第1条 京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第1条企画課の項第4号ただし書中「防災課」を「防災危機管理室」に改める。

第3条災害情報管理課情報管理系の項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11)防災危機管理室との所掌事務についての協調に関すること。

第5条の見出しを「(防災危機管理室)」に改め、同条各号列記以外の部分中「防災対策室」を「防災危機管理室」に改め、「防災課」を削り、同条第1号中「防災対策」の右に「及び危機管理」を加え、同条第5号を同条第9号とし、同条第4号の次に次の4号を加える。

(5) 防災対策及び危機管理の調査及び研究に関すること。

(6) 危機管理基本計画に関すること。

(7) 危機管理本部に関すること。

(8) 消防指令センターとの所掌事務についての協調に関すること。

(京都市消防局部長等専決規程の一部改正)

第2条 京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「当該課長の属する」の右に「室若しくは」を加える。

第6条第2項ただし書中「ただし、」の右に「室及び」を加える。

別表第1課長の項中「課長」の右に「(防災課長及び危機管理課長を除く。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

防災課長及び 危機管理課長	(1) 補佐職員の事務の担当に関すること。 (2) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関すること。 (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。 (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。 (5) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。 (6) 証明に関すること。 (7) 軽易な公告の決定に関すること。
------------------	---

別表第1消防署長の項に次の1号を加える。

(8) 1件100,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。

別表第2警防部長の項の次に次の1項を加える。

防災危機管理 室長	(1) 所属職員（消防司令以上の者を除く。）の配置に関すること。
--------------	----------------------------------

別表第2庶務課長の項中第18号を第19号とし、第15号から第17号ま

でを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 消防団装備の更新に関すること。

別表第2防災課長の項に次の1号を加える。

(2) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関すること。

別表第2防災課長の項の次に次の1項を加える。

危機管理課長	(1) 危機管理の資料の収集及び情報の提供に関すること。
--------	------------------------------

(京都市消防局公印規程の一部改正)

第3条 京都市消防局公印規程の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「防災対策室」を「防災危機管理室」に、「及び所属」を「課及び消防署」に改め、同条第3号中「防災対策室長」を「防災危機管理室長」に、「及び所属長」を「課の長及び消防署長」に改める。

別表第1課長印の項中「課長印」を「課の長印」に改める。

別表第2所属印及び所属長印の項中「所属印及び所属長印」を「課印、課の長印、消防署印及び消防署長印」に、「当該所属長」を「課の長及び消防署長」に改める。

(京都市消防公文書取扱規程の一部改正)

第4条 京都市消防公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「局の」の右に「室及び」を加え、同条第2項中「課長」の右に「(危機管理課長を除く。以下同じ。)」を加える。

第6条第1項中「局の」の右に「室、」を加える。

第32条第1項第1号本文中「発消課名」を「発消室若しくは課名」に改め、同項第2号に次のただし書を加える。

ただし、京都市消防局違反処理規程第14条の2に規定する命令書については、この限りでない。

第32条第1項第6号本文中「する課及び」を「する室又は課及び」に改める。

第33条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げるところ」を「適切な方法」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項の」を削る。

(京都市消防局における訓令等に用いる用語の定義に関する規程の一部改正)

第5条 京都市消防局における訓令等に用いる用語の定義に関する規程の一部を次のように改正する。

本則中「課及び」を「室及び課並びに」に、「課長及び」を「室及び課の長並びに」に改める。

(京都市消防職員事務引継規程の一部改正)

第6条 京都市消防職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 防災危機管理室長

(京都市消防職員訓戒規程の一部改正)

第7条 京都市消防職員訓戒規程の一部を次のように改正する。

第6条中「消防局の」の右に「室及び」を加える。

(京都市消防職員出勤簿等に関する規程の一部改正)

第8条 京都市消防職員出勤簿等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条中「消防局の」の右に「室及び」を加える。

(京都市消防職員の服務に関する規程の一部改正)

第9条 京都市消防職員の服務に関する規程の一部を次のように改正する。

第24条前段中「所属長」を「課長及び消防署長」に改める。

(京都市消防局統括監察員等設置規程の一部改正)

第10条 京都市消防局統括監察員等設置規程の一部を次のように改正する。

第1条第2項第2号中「防災対策室防災課長」を「防災危機管理室防災課長」に改める。

(京都市消防職員教育規程の一部改正)

第11条 京都市消防職員教育規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「局の」の右に「室及び」を加え、「(以下「主管課」という。)」を削る。

第10条第1項中「課及び」を「室及び課並びに」に改め、同条第2項中「局の」の右に「室にあっては室長が指名する課長、」を加え、「所属長とし」を「課の長」に改める。

第11条第1項中「課、署及び」を「室及び課並びに署並びに」に改め、同条第2項中「局の」の右に「室及び」を加え、「当該課」を「室及び課」に改める。

第12条第2号及び第4号中「基本教育」を「幹部教育」に改める。

(消防体育に関する規程の一部改正)

第12条 消防体育に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「消防局の」右に「室及び」を加える。

第15条中「第1号様式又は第2号様式」を「別記様式」に改める。

第2号様式を削り、第1号様式を次のように改め、同様式を別記様式とする。

別記様式 (第 15 条関係)

個人別体力管理票

氏名		生年月日				年 月 日				年 月 日			
測定種目	実施日等	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日					
		所属	係	所属	係	所属	係						
		記録	得点	記録	得点	記録	得点						
1	立位体前屈	回	点	回	点	回	点						
2	懸垂	回	点	回	点	回	点						
3	上体起こし	回	点	回	点	回	点						
4	握力	kg	点	kg	点	kg	点						
5	反復横跳	点	点	点	点	点	点						
6	垂直跳	cm	点	cm	点	cm	点						
7	S S T	m	点	m	点	m	点						
		級	合計	級	合計	級	合計						
身長		cm		cm		cm							
体重		kg		kg		kg							
B M I													
血圧		mmHg		mmHg		mmHg							
最大酸素摂取量		ml/kg/min		ml/kg/min		ml/kg/min							
備考													

測定種目	実施日等	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
		所属	係	所属	係	所属	係
		記録	得点	記録	得点	記録	得点
1	立位体前屈	回	点	回	点	回	点
2	懸垂	回	点	回	点	回	点
3	上体起こし	回	点	回	点	回	点
4	握力	kg	点	kg	点	kg	点
5	反復横跳	点	点	点	点	点	点
6	垂直跳	cm	点	cm	点	cm	点
7	S S T	m	点	m	点	m	点
		級	合計	級	合計	級	合計
身長		cm		cm		cm	
体重		kg		kg		kg	
B M I							
血圧		mmHg		mmHg		mmHg	
最大酸素摂取量		ml/kg/min		ml/kg/min		ml/kg/min	
備考							

(消防研究推進規程の一部改正)

第13条 消防研究推進規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「局の」の右に「室及び」を加える。

(京都市消防震災警防規程の一部改正)

第14条 京都市消防震災警防規程の一部を次のように改正する。

第1条中「防災対策室」を「防災危機管理室」に改める。

(京都市消防水災警防規程の一部改正)

第15条 京都市消防水災警防規程の一部を次のように改正する。

第1条中「防災対策室」を「防災危機管理室」に改める。

(京都市消防局通信規程の一部改正)

第16条 京都市消防局通信規程の一部を次のように改正する。

第4条中「課」を「室及び課」に改める。

別表第4, 1中「各課」を「室及び課」に改める。

(京都市消防局電子計算機処理データ保護管理規程の一部改正)

第17条 京都市消防局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「消防局の」の右に「室及び」を加え、同項第2号中「及び担当課長補佐」を削る。

第8条第2項第1号中「消防局の」の右に「室及び」を加え、同項第2号中「勤務する」の右に「担当課長補佐又は」を加える。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)